

令和 8 年安曇野市議会 6 月定例会

討 論 発 言 通 告 書

令和 8 年 6 月 30 日
安 曇 野 市 議 会

提出順	2	発言順	1	令和 8 年 6 月 26 日
				午前・午後 9 時 29 分受領

(1 枚中No.1)

令和 8 年 6 月 26 日

(宛先) 安曇野市議会議員 増田 望三郎

安曇野市議会議員 吉 澤 茉 帆

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 6 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	☒ 議案 ☐ 議員提出 ☐ 請願 ☐ 陳情 ☐ その他 第 51 号
議案名等	安曇野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
賛成・反対の別	☐ 賛 成 ・ ☒ 反 対
討論内容 (具体的に記載してください) 「子ども・子育て会議」と「こども計画検討会議」の統合にあたり、拡大する施策と対象年齢に対し、十分な検討が行えるような委員の区分の設定または人数の拡充を求めます。 ・「子ども・子育て会議」は、内閣府やこども家庭庁の資料によれば「市町村、都道府県においても地方版を設置するよう努めることとされて」おり、「事業計画策定の審議を行うとともに、継続的に点検・評価・見直しを行っていく役割が期待されている」。 ・本市の「こども計画」の対象年齢は 0～39 歳と幅が広く、扱うテーマも広範である。 誕生～乳幼児：妊娠・出産環境、乳幼児と保護者の健康、教育・保育サービス、相談 学童期・思春期：学校教育、いじめ・不登校 青年期以降：就労・結婚、仕事と生活の調和 困難を有する子ども・若者、家庭：生活困窮家庭、ひとり親家庭、障がい・発達特性のある子ども、児童虐待防止、ひきこもり、子どもの自殺対策と犯罪予防 地域全体で支える：子どもの権利の周知・啓発、子どもの意見表明・社会参画の促進、家庭教育・地域教育、子どもの居場所、遊び場と安全の確保 ・現在 2 つの会議で 25 人の委員枠があり、重複を除くと 18 人に委嘱しているが、中学校・高校といった中等教育関係の委員や、子ども世代の当事者の委員はいない。 現状の組織の内訳：子どもの保護者 2 名、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 2 名、事業主及び労働者を代表する者 2 名、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者を代表する者 4 名、認可外保育施設を代表する者 1 名、学識経験のある者 1 名、公募による者 3 名 (計 15 名) 重複していない委員の区分：結婚支援に関する事業を行う者、就労支援に関する事業を行う者、その他教育長が必要と認める者 (子ども・若者育成支援に関する事業者) (計 3 名) 子どもにまつわる多様な実状や課題から計画や事業が検討されるよう、運用の工夫だけでなく、制度として各年齢や学校段階の見地や子どもの意見表明の機会が確保される条文とすることが必要と考え、反対します。	

提出順	3	発言順	2	令和 8 年 6 月 26 日
				午前・午後 9 時 55 分受領

(/ 枚中No. /)

令和 8 年 6 月 26 日

(宛先) 安曇野市議会議員 増田 望三郎

安曇野市議会議員 辻 谷 洋 一

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 6 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	☐ 議案 ☐ 議員提出 ☐ 請願 ☒ 陳情 ☐ その他 第 1 号
議案名等	社会福祉法等の一部を改正する法律案の慎重な審議を求める国への意見書提出を求める陳情
賛成・反対の別	☐ 賛 成 ・ ☒ 反 対
討論内容 (具体的に記載してください)	
陳情書で指摘されております介護人材不足、介護従事者の処遇改善、事業所経営の厳しさなど、介護現場が抱える課題については、私も大変重要な問題であると認識しております。地域包括ケアを支える介護従事者の確保と処遇改善は、今後の地域社会にとって欠かすことのできない課題であります。 しかしながら、本陳情には賛成することができません。 その第一の理由は、本陳情が求めている「慎重な審議」についてであります。対象となる社会福祉法等の一部を改正する法律案は、国会において衆議院・参議院の審議を経て既に可決・成立しております。したがって、現時点において国に対し「慎重な審議」を求める意見書を提出することは、実態との整合性を欠くものと考えます。 以上の理由から、反対する。	

提出順	/	発言順	3	令和 8 年 6 月 26 日
				午前 午後 9 時 15 分受領

(/枚中No./)

2026年 6月26日

(宛先) 安曇野市議会議員 増田 望三郎

安曇野市議会議員 白 井 泰 彦

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 6 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	☐ 議案 ☐ 議員提出 ☐ 請願 ☒ 陳情 ☐ その他 第 3 号
議案名等	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情
賛成・反対の別	☐ 賛 成 ・ ☒ 反 対
討論内容 (具体的に記載してください) 1 安曇野市教育委員会は、常日頃から学校に対して「修学旅行・校外学習の安全管理」に限らず、あらゆる教育活動において子どもの安全を第一に考え、市内保育・教育施設に対して指導を行い、市内小中学校においても、全教育活動において子どもの安全管理と安全教育を徹底して行うとともに、保護者への説明も行っている。子どもの安全に係わる事案が発生した場合は、該当校だけでなく、全市的に再発防止を図る対応をしている。また、今回の辺野古沖事故を受けて発出された文部科学省の令和 8 年 4 月 7 日付「学校における校外活動の安全確保の徹底について(通知)」は、長野県教育委員会から安曇野市教育委員会を通して市内小中学校に送達され、安全管理と安全教育に活かされている。これまでも度々発出された文部科学省からの通知についても同様である。したがって、本陳情の陳情項目②③④の安全管理に係わる内容は、あえて必要とされるものではないと考える。 2 教育基本法第 1 条 (教育の目的) に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者・・・国民の育成を期して行われなければならない」と規定されているように、陳情者が言う「将来の主権者として社会の課題を主体的に考え判断する力」は、民主的主権者としての力であり、社会科をはじめとした教科学習だけでなく、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など全教育活動において培われるべき力である。また、「平和教育」も同様に、学校教育においても全教育活動において行われるべきものである。さらに、陳情項目①の「事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる」よう努めて行われることは、学校の教育活動では、当たり前のことである。そして、教育基本法第 14 条第 2 項「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」は、教育者が自らを戒める為の規範として教育現場に浸透している。したがって、陳情項目①③④の狭義の「平和教育」に係わる内容は、安曇野市の小中学校において憂慮すべき事実もなく、あえて必要とされるものではないと考える。	